

小規模事業者等物価高騰対策給付金

事業内容

地域経済の維持・活性化のため、事業活動を継続する中小企業・小規模事業者等に対し、令和4年度以降の燃料代や電気料金、原材料費の価格上昇分を定額給付により支援します。

給付対象者

【対象業種】

・農林漁業を除くすべての業種（令和4年11月1日以前に創業し、今後も事業継続する事業者）で令和4年4月1日以降に対象業種の収入があるもの

※うなぎ、どじょう、すっぽん等の内水面養殖業（観賞用を除く）は支給対象とする

【個人】

・店舗・事業所の所在地が宇佐市内にあり、事業を行っていること。

【法人】

・本店・支店・営業所の所在地が市内にあり、事業を行っていること。

・株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社、医療法人、社会福祉法人、NPO法人等

※個人事業と法人事業を複数経営している場合も、法人を複数経営している場合も各々申請可能

※早期の給付を図るため、宇佐商工会議所および宇佐両院商工会の会員については書類を一部省略

給付額 【個人】30,000円 【法人】50,000円

申請に必要な書類

- ① 申請書兼請求書（様式1） 会員事業所は②の提出は不要です。（非会員のみ）
- ② 個人事業者・直近の確定申告書又は、簡易申告書（直近2カ月の帳簿等でも可）の写し
法人事業者・直近の決算書の写し及び法人事業概況説明書の写し

※宇佐商工会議所と宇佐両院商工会、事業所の所在地で申請書の様式や添付書類・給付方法が変わります。詳しくは裏面を参照してください。

申請期間 令和5年1月16日（月）～ 令和5年2月17日（金）まで
※予算枠に到達次第受付終了する場合がありますので、申請はお早めに！

申請先 ・宇佐商工会議所 受付時間：月曜日から金曜日午前9時から午後4時
〒879-0456 宇佐市大字辛島198番地の2 (TEL: 0978-33-3433)

申込方法 ・①完全予約制 電話による予約 (TEL: 0978-33-3433)
②インターネットによる申込 (<http://twinpia-usa.or.jp/>)
インターネットQRコード→



問合せ先 ・宇佐市役所 商工振興課
〒879-0492 宇佐市大字上田1030番地の1 (TEL: 0978-27-8166)

【裏 面】

◎宇佐商工会議所会員又は旧宇佐市に事業所のある方

(1) 申請書兼請求書(様式1:宇佐商工会議所提出用)

※ 宇佐商工会議所の会員で会費を納入している事業者は他の書類は必要ありません。

【個人事業主】

(2) 直近の確定申告書又は、簡易申告書(直近2カ月の帳簿等でも可)の写し

※ 創業間もなく初回申告を行っていない事業者は、開業届の写し及び直近2カ月間の帳簿等の写し

(3) 他市に住民票がある者が市内に事業所を有する場合は、住民票所在地の滞納の無い証明

【法人】

(2) 直近の決算書の写し及び法人事業概況説明書の写し

※ 創業間もなく初回決算を行っていない事業者は、法人設立届の写し及び直近2カ月間の帳簿等の写し

※ 宇佐商工会議所に提出してください。必要書類が整備されていれば、その場で現金給付を行います。

※ 給付時に本人確認を行います。マイナンバーカードや免許証、社員証等をご用意ください。

◎宇佐両院商工会会員又は旧安心院町・旧院内町に事業所のある方

大分銀行安心院支店の口座をお持ちの方は【口振用】、それ以外の方は【小切手用】にお進みください

【口振用】

(1) 申請書兼請求書(様式1:宇佐両院商工会提出・口振用)

(2) 大分銀行安心院支店の通帳の写し(振込口座確認のため)

※ 宇佐両院商工会の会員で会費を納入している事業者は他の書類は必要ありません。

【個人事業主】

(3) 直近の確定申告書又は、簡易申告書(直近2カ月の帳簿等でも可)の写し

※ 創業間もなく初回申告を行っていない事業者は、開業届の写し及び直近2カ月間の帳簿等の写し

(4) 他市に住民票がある者が市内に事業所を有する場合は、住民票所在地の滞納の無い証明

【法人】

(3) 直近の決算書の写し及び法人事業概況説明書の写し

※ 創業間もなく初回決算を行っていない事業者は、法人設立届の写し及び直近2カ月間の帳簿等の写し

【小切手用】

(1) 申請書兼請求書(様式1:宇佐両院商工会提出・小切手用)

※ 宇佐両院商工会の会員で会費を納入している事業者は他の書類は必要ありません。

【個人事業主】

(3) 直近の確定申告書又は、簡易申告書(直近2カ月の帳簿等でも可)の写し

※ 創業間もなく初回申告を行っていない事業者は、開業届の写し及び直近2カ月間の帳簿等の写し

(4) 他市に住民票がある者が市内に事業所を有する場合は、住民票所在地の滞納の無い証明

【法人】

(3) 直近の決算書の写し及び法人事業概況説明書の写し

※ 創業間もなく初回決算を行っていない事業者は、法人設立届の写し及び直近2カ月間の帳簿等の写し

※ 宇佐両院商工会に提出してください。その後、市商工振興課による審査後、宇佐両院商工会より給付を行います。

※ 小切手での給付時に本人確認を行います。マイナンバーカードや免許証、社員証等をご用意ください。